

|         |          |
|---------|----------|
| 地域指定年度  | 平成 17 年度 |
| 計画策定年度  | 平成 19 年度 |
| 計画見直し年度 | 平成 25 年度 |
|         | 平成 29 年度 |
|         | 令和 6 年度  |

# 甲斐農業振興地域整備計画書

令和 7 年 1 月

山 梨 県 甲 斐 市



# 目次

|     |                                         |    |
|-----|-----------------------------------------|----|
| 第1  | 農用地利用計画                                 | 1  |
| 1   | 土地利用区分の方向                               | 1  |
| (1) | 土地利用の方向                                 | 1  |
| ア   | 土地利用の構想                                 | 1  |
| イ   | 農用地区域の設定方針                              | 3  |
| (2) | 農業上の土地利用の方向                             | 4  |
| ア   | 農用地等利用の方針                               | 4  |
| イ   | 用途区分の構想                                 | 5  |
| ウ   | 特別な用途区分の構想                              | 10 |
| 2   | 農用地利用計画                                 | 10 |
| 第2  | 農業生産基盤の整備開発計画                           | 11 |
| 1   | 農業生産基盤の整備及び開発の方向                        | 11 |
| 2   | 農業生産基盤整備開発計画                            | 13 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連                       | 13 |
| 4   | 他事業との関連                                 | 13 |
| 第3  | 農用地等の保全計画                               | 14 |
| 1   | 農用地等の保全の方向                              | 14 |
| 2   | 農用地等保全整備計画                              | 14 |
| 3   | 農用地等の保全のための活動                           | 15 |
| 4   | 森林の整備その他林業の振興との関連                       | 15 |
| 第4  | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画   | 16 |
| 1   | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向    | 16 |
| (1) | 効率的かつ安定的な農業経営の目標                        | 16 |
| (2) | 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向            | 17 |
| 2   | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | 18 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連                       | 19 |
| 第5  | 農業近代化施設の整備計画                            | 20 |
| 1   | 農業近代化施設の整備の方向                           | 20 |
| 2   | 農業近代化施設整備計画                             | 20 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連                       | 20 |

|           |                              |             |
|-----------|------------------------------|-------------|
| <b>第6</b> | <b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b> | <b>21</b>   |
| 1         | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向       | 21          |
| 2         | 農業従事者育成・確保施設整備計画             | 21          |
| 3         | 農業を担うべき者のための支援の活動            | 21          |
| 4         | 森林の整備その他林業の振興との関連            | 21          |
| <b>第7</b> | <b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>     | <b>22</b>   |
| 1         | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標           | 22          |
| 2         | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策      | 22          |
| 3         | 農業従事者就業促進施設                  | 23          |
| 4         | 森林の整備その他林業の振興との関連            | 23          |
| <b>第8</b> | <b>生活環境施設の整備計画</b>           | <b>24</b>   |
| 1         | 生活環境施設の整備の目標                 | 24          |
| 2         | 生活環境施設整備計画                   | 25          |
| 3         | 森林の整備その他林業の振興との関連            | 25          |
| 4         | その他の施設の整備に係る事業との関連           | 25          |
| <b>第9</b> | <b>付図</b>                    |             |
| 1         | 土地利用計画図（付図1号）                | 別添          |
| 2         | 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）          | 別添          |
| 3         | 農用地等保全整備計画図（付図3号）            | 別添          |
| 4         | 農業近代化施設整備計画図（付図4号）           | 別添          |
| 5         | 農業従事者育成・確保施設計画図（付図5号）        | 該当なしのため付図なし |
| 6         | 農業従事者就業促進施設計画図（参考図）          | 別添          |
| 7         | 生活環境施設整備計画図（付図6号）            | 別添          |
| <b>別記</b> | <b>農用地利用計画</b>               |             |
| (1)       | 農用地区域                        | 別記          |
| ア         | 現況農用地等に係る農用地区域               | 別記          |
| イ         | 現況森林、原野等に係る農用地区域             | 別記          |
| (2)       | 用途区分                         | 別記          |

## 第 1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

甲斐市（以下、本市）は、平成 16 年 9 月 1 日に、竜王町・敷島町・双葉町が合併して誕生した。本市は、首都東京まで東へ 150km 圏内、県都甲府市まで東へ 10km 圏内で、山梨県の中央に展開する甲府盆地の西部に位置している。東は甲府市、北は北杜市、南は中巨摩郡昭和町、西は釜無川を挟んで韮崎市、南アルプス市とそれぞれ接している。

面積は、7,195ha で、県土の約 2% を占め、北部は巨摩山麓合流扇状地を中心とした丘陵及び山岳地域で、南部は釜無川左岸に平地な地形が広がっている。

気候は、内陸性気候に属し、夏は高温多湿で冬は北西風（ハケ岳おろし）などのため、冷え込みが厳しい。令和 3 年の年間平均気温は 15.7 度、年間降水量は 1246.0 mm、年間日照時間は 2319.5 時間である。

本市は、県都甲府市に隣接し、中央自動車道や双葉ジャンクションを分岐点とした静岡県静岡市と長野県佐久市を結ぶ中部横断自動車道、国道 20 号、主要地方道甲府南アルプス線、都市計画道路田富町敷島線、国道 52 号、中央自動車道双葉スマートインターチェンジ等の高速道路や主要幹線道路を中心とした広域交通網の整備に伴い都市化が進展し、社会経済情勢が変化した。現在、市内北部に地域高規格道路として「新山梨環状道路（北部区間）」の整備が予定されており、2 つのインターチェンジ施設の設置や、中央自動車道との接続も計画されていることから、今後、地域資源を活用した観光交流や農業、商工業を中心とする産業振興と活性化が期待される。

県内における市町村の人口が減少傾向にある中、本市の総人口は微増傾向が続いており、令和 2 年は 75,313 人となっている。しかし、今後は本市においても緩やかに少子高齢化が進行することにより、人口減少が進むことが予測されることから、甲斐市人まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）では、令和 42 年（2060 年）に約 64,000 人の人口を維持することを目標としている。

令和 2 年の農家数（販売農家）は 380 戸、市全体の世帯数に占める割合はわずか 1.2% と低い水準であり、今後も農業者の高齢化と担い手不足により、農家数は減少していくものと考えられ、本市の農業を取り巻く環境は厳しくなっていく見込みである。

このため、本市は、「第 2 次甲斐市総合計画・後期基本計画」（令和 2 年 3 月）において、都市化による担い手の減少や後継者不足等の問題が深刻化してきている本市の農業の振興方策として①農林業の担い手養成、②農地利用の促進、③農林業基盤整備の推進、④都市農村交流の推進、⑤鳥獣被害対策の推進を位置づけており、特に①担い手の育成のために農地中間管理事業の推進、地域ブランドの強化を行っていく方針である。

また、「第 2 期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年 3 月）において、戦略的な取り組みとして、木質バイオマス発電施設から発生する熱を活用した施設園芸や植物工場等の新たな産業の可能性の調査・研究、新たな農業生産施設の整備や、食品廃棄物から生成した有機性土壌活性液の活用など、地域資源であるバイオマス活用による新たな農業展開や 6 次産業化を推進することを示している。

さらに、消費地に近い立地条件を活かした都市近郊型農業の維持・発展に向け、水稻（梨北米、釜水米）を中心に、さといも（やはたいも）、トマト（赤坂とまと）、ねぎ（ぎゅぎゅっとねぎ）、さつまいも、果樹（ぶどう、もも、うめ、かき）など、安全で安心できる農産物の生産による地産地

消を推進する。

また、地域農産物は大消費地への販売強化を図るため、地域情報発信のプロジェクト「KAI STYLE（甲斐スタイル）」にて、東京都内のスーパーマーケットやイベントでの消費者への対面販売などを実施しており、今後も都市部への販路拡大に努める。地域ブランドの強化のために多様な地域資源の活用、異業種との連携を図り、大消費地への販売強化を支援する。特に、荒廃農地の解消と6次産業化の取組を併せて実施した結果として、新たな地域ブランド創出に繋がった、芋焼酎「大貳」のような取り組みの推進を今後も図っていく。

本市北部の平見城地区は、新たに畜産クラスター計画による黒毛和牛で最高級の県産ブランド「甲州牛」の生産を始めるとともに、甲州ワインビーフ、平飼鶏卵の生産が盛んであるため、今後とも販売・生産流通の強化充実を図ることで、農業用施設用地の確保に努める。

また、農業振興を図るための公共投資その他振興施策を十分考慮した上で、周辺の農地と一体的な土地利用が困難である山林・原野化した農地を除く荒廃農地は、日本型直接支払制度や農地法第30条による遊休農地に関する措置及び農業経営基盤強化促進法関連制度、農地中間管理事業の適切な運用により発生抑制と解消を図るほか、優良農地の積極的な保全と活用に努めるとともに、自然とのふれあいや体験農業を通じた農業・農村文化の周知等、市民との幅広い交流の場を創出し、豊かな農村環境の維持・保全に努め、農業的土地利用を推進する。

なお、今後、住民の生活や産業活動の場として必要となる非農業的土地利用は、関連する法律（国土利用計画法、都市計画法、自然公園法等）との整合を図り、自然環境の保全に配慮しながら、秩序ある計画的な土地利用を推進する。

## 土地利用の構想

単位：ha、%

|               | 農用地   |      | 農業用施設用地 |     | 森林原野  |      | 住宅地 |     | 工場用地 |     | その他 |      | 計     |       |
|---------------|-------|------|---------|-----|-------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-------|-------|
|               | 実数    | 比率   | 実数      | 比率  | 実数    | 比率   | 実数  | 比率  | 実数   | 比率  | 実数  | 比率   | 実数    | 比率    |
| 現在<br>(令和5年)  | 1,115 | 21.2 | 12.4    | 0.2 | 3,087 | 58.8 | 361 | 6.9 | 47   | 0.9 | 628 | 12.0 | 5,250 | 100.0 |
| 目標<br>(令和13年) | 1,019 | 19.4 | 12.3    | 0.2 | 3,148 | 60.0 | 371 | 7.1 | 53   | 1.0 | 647 | 12.3 | 5,250 | 100.0 |
| 増減            | ▲96   | —    | ▲0.1    | —   | 62    | —    | 10  | —   | 6    | —   | 19  | —    | —     | —     |

(注) 1 資料：甲斐市農林振興課

2 目標値は、基礎資料において算出した見通しの数値をもとに設定した。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市農業振興地域内にある現況農用地のうち、a～cに該当する農用地971.9haについて農用地区域を設定する方針である。

#### a 集団的に存在する農用地

- ・10ha以上の集団的な農用地

#### b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・区画整理（ほ場整備）
- ・農業用排水路
- ・客土、暗渠排水

#### c a及びb以外の土地で、本市農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、

その土地の農業上の利用を確保することが必要な土地

- ・ さといも（やはたいも）、トマト（赤坂とまと）、さつまいも、ねぎ（ぎゅぎゅっとねぎ）、ぶどう、もも、かき、うめ等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者等の担い手の経営耕地に隣接する一定規模の土地、将来担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

(イ) 土地改良施設に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地 12.4ha について、農用地区域を設定する。

- |            |          |           |
|------------|----------|-----------|
| ・ 牛舎、畜舎、鶏舎 | ・ 温室ハウス  | ・ 集荷場育苗施設 |
| ・ 稚蚕飼育所    | ・ 農機具格納庫 | 等         |

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況農用地に介在又は隣接するものであって、該当農用地と一体的に保全する必要があるものの 57ha について、農用地区域を設定する方針である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

農業振興地域内の現況農用地のうち、1,041.3ha について農用地区域を設定する方針である。

各地区における農用地区域の面積

単位：ha

|     | 農 地   |       |       | 採草放牧地 |    |    | 混牧林地 |    |    | 農業用施設用地 |      |      | 森林原野等 |      |    | 計       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|----|----|------|----|----|---------|------|------|-------|------|----|---------|-------|-------|
|     | 現況    | 将来    | 増減    | 現況    | 将来 | 増減 | 現況   | 将来 | 増減 | 現況      | 将来   | 増減   | 現況    | 将来   | 増減 | 現況      | 将来    | 増減    |
| A-1 | 31.8  | 29.0  | -2.7  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.0     | 0.0  | 0.0  | 0.3   | 0.3  | 0  | 32.1    | 29.3  | -2.7  |
| A-2 | 17.9  | 16.3  | -1.5  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.0     | 0.0  | 0.0  | 0.4   | 0.4  | 0  | 18.2    | 16.7  | -1.5  |
| A-3 | 66.4  | 60.6  | -5.7  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.0     | 0.0  | 0.0  | 0.7   | 0.7  | 0  | 67.1    | 61.3  | -5.7  |
| A-4 | 26.0  | 23.8  | -2.2  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.0     | 0.0  | 0.0  | 0.0   | 0.0  | 0  | 26.0    | 23.8  | -2.2  |
| B-1 | 109.4 | 99.9  | -9.5  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.3     | 0.3  | 0.0  | 1.5   | 1.6  | 0  | 111.2   | 101.8 | -9.4  |
| B-2 | 230.1 | 210.2 | -19.9 | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.4     | 0.4  | 0.0  | 7.4   | 7.6  | 0  | 237.8   | 218.1 | -19.7 |
| B-3 | 69.5  | 63.5  | -6.0  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 10.1    | 10.0 | -0.1 | 9.3   | 9.5  | 0  | 88.8    | 83.0  | -5.9  |
| C-1 | 44.7  | 40.9  | -3.9  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.0     | 0.0  | 0.0  | 0.4   | 0.4  | 0  | 45.1    | 41.2  | -3.9  |
| C-2 | 94.9  | 86.7  | -8.2  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.0     | 0.0  | 0.0  | 35.8  | 36.5 | 1  | 130.7   | 123.2 | -7.5  |
| C-3 | 13.3  | 12.2  | -1.2  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.0     | 0.0  | 0.0  | 0.1   | 0.1  | 0  | 13.4    | 12.3  | -1.1  |
| C-4 | 57.8  | 52.8  | -5.0  | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 1.3     | 1.2  | 0.0  | 0.5   | 0.5  | 0  | 59.6    | 54.6  | -5.0  |
| C-5 | 210.2 | 192.0 | -18.2 | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 0.3     | 0.3  | 0.0  | 0.7   | 0.7  | 0  | 211.2   | 193.1 | -18.1 |
| 計   | 971.9 | 887.9 | -84.0 | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 12.4    | 12.3 | -0.1 | 57.1  | 58.4 | 1  | 1,041.3 | 958.5 | -82.8 |

※将来値は、基礎資料において算出した見通しの数値をもとに設定した。

※四捨五入して表記しているため、合計や増減が合致しない場合がある。

本市は、都市計画法に基づく市街化区域、市街化調整区域及び区域区分が定められていない用途地域を含む。市街化が進行している地域の周辺では、都市近郊の利点を活かした野菜等の生産が盛んに行われており、今後もこうした都市近郊型農業を維持・発展させていくため、農産物直売施設等を利用し、多品目・周年生産の振興を図り、地産地消を推進する。併せて、地域ブランドの強化のために多様な地域資源の活用、異業種との連携を図り、大消費地への販売強化を支援する。

地域農産物を活かした農産物加工品として既に商品化されている「梅ジャム」、「うめワイン」、「焼酎 大貳」、「甲斐市産さつまいもを用いたスイートポテト」、「桑の実ジャム」、「甲斐の桑茶・パウダー」等の消費宣伝を行い地域ブランドとして強化していくとともに、新たな農産加工品の開発及びその原材料の安定的な供給のために必要な農地の確保を図る。

現在、梨北農業協同組合が白ねぎの特産化を進めているが、本市においても課題となっている農地確保のため、双葉地区の遊休地化している一団の農地について意向調査を行い、農地を貸したい方の把握に努め、栽培農家への農地集積に向け、農地の利用調整を行っていく。

竜王地区全域は、やはたいもの生産地とすることで、生産者の高齢化、後継者不足による産地の衰退に歯止めをかけ、知名度のある特産品の生産維持に努める。また、やはたいものを農林水産省の地理的表示(GI)保護制度における特定農林水産物等に、山梨みらい農業協同組合と共同で登録申請し、地理的表示を知的財産として保護する。

農業生産基盤の整備については、今後とも老朽化が進む農業用排水路の改修や農道等の整備を推進し、農業生産性の向上を図るとともに、認定農業者等、担い手への農地の利用集積を推進する中で優良農地の積極的な保全に努める。

なお、市街地周辺の農用地など、非農業的土地利用の需要が生じた場合、農用地を確保するという観点から適正な調整を行うとともに、地域の特性を活かした農業上の土地利用を推進する。

北部の中山間地域は、桑園からの転換により、果樹や野菜等の導入が促進され、特に、梅の里事業として甲州小梅の生産振興が図られている。また、最北部の平見城地区は、新たに畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター）に取り組み、肉用牛、採卵鶏等の畜産団地が形成されていることから、今後とも本地域の農業の柱の一つに位置付け、生産拡大を図る。

西部の地域は、本農業振興地域の中で集団化された農地が多く、田はうまい米づくり（梨北米、釜水米）を基本に、ほ場整備が実施された田を中心に経営所得安定対策や産地づくり交付金等を活用し、戦略作物（加工用米、飼料用米等、大豆）等の作付けを積極的に推進する。畑は、果樹や野菜等への転換が進み、荒廃農地を利用した桑の栽培による6次産業化や、流通整備・販売ルートの強化を図る中で規模の拡大を推進し、ブランド力の強化に努める。

## イ 用途区分の構想

### ◆ A地区

A地区は竜王地域を中心に4つの地区に分類し、主に水稻と露地野菜の生産が行われている。

田は、農業生産基盤整備の実施から期間が経過しているため、土地改良施設の機能維持を必要としている。畑と樹園地は、宅地等と混在している。

今後、集団的農地を形成している田は、地域計画等を通じ担い手へ利用集積を図るため、畦畔の除去や農業用排水施設の機能維持を進め、農用地の高度利用に努める。また、露地野菜の生産が行われている畑は、消費地に近い立地条件を活かすとともに、地域の食材を使った料理を提供する飲食店と協力しながら、地産地消の推進を図る。

(ア) A－1（玉川）地区

A－1地区は、本地域の最南端、低地扇状地の平坦地に位置し、周囲を市街化区域と昭和町の農地に囲まれた地区である。

本地区の農地は、隣接する昭和町の農地と一体的に1団地の集团的農地を形成し、水稻を中心に露地野菜の生産が行われている。

田は、昭和40年度までに県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備によって、ほ場の区画整理のほか、農道、農業用排水路を完備した優良農地が存在する。

しかし、ほ場整備から約50年が経過した現在、農業用排水施設、農道等の土地改良施設の機能維持のための整備補修を必要としている。

今後、田は農業用排水施設の機能維持のための整備補修、農道等の幅員確保を踏まえた農業生産基盤整備を積極的に行い、畑についても、認定農業者等担い手に農地の利用集積を推進するとともに、多品目周年栽培による直売を中心とした農業経営の拡大及び安定化を推進する。

(イ) A－2（篠原・万才・西八幡・玉川）地区

A－2地区は、本地域の最東端、低地扇状地の平坦地に位置し、周囲を主要地方道甲府楡形線と市街化区域に囲まれた地区である。

本地区の農地は、田を中心として集团的農地を形成しており、平地で作業性の高い立地を背景に、水稻を中心に露地野菜の生産が行われている。

今後、田は地域計画等を通じ認定農業者等、担い手への農地の利用集積を推進する。畑は既存農産物直売所を中心とした生産者の顔の見える新鮮で高品質な農産物生産を推進し、地産地消の展開を図り、効率的な農業経営の育成に取り組む。

(ウ) A－3（竜王・篠原・西八幡）地区

A－3地区は、A地域の中央部、釜無川左岸、低地扇状地の平坦地に位置する地区である。

本地区の農地は、農業用排水路を完備した優良農地で、水稻を中心に、露地野菜や果樹等を生産する集团的農地が形成されている。中でも本地区内で生産される、さといもは、地域団体商標に「やはたいも」として登録されたことで、ブランド化による高収益を上げている。

今後、田は地域計画等を通じ認定農業者等、担い手を中心に農地の利用集積を進め、農地の高度利用に努める。畑は地域団体商標に登録された「やはたいも」のブランド力を活かし、より一層の都市近郊型農業の発展に取り組み、農産物の差別化を図る。

(エ) A－4（竜王・竜王新町）地区

A－4地区は、A地域の北部、C地域（下今井地区）と隣接し、赤坂台地の丘陵地帯の緩傾斜地に位置し、本地区の北部を中央自動車道西宮線が東西方向に横断している。

本地区の農地は、昭和30年代までは養蚕中心の農業を営んできたが、その後露地野菜、果樹（ぶどう）等への転換が進められ、現在は荒廃農地が増加している。この地域では、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき、地域農業の活性化として、赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）西側に整備した農業生産施設で、『生産情報公表農産物 JAS 規格』の認定を受けている「赤坂とまと」の生産が行われている。

今後とも、立地条件と既存の農業生産施設を活かし、生産者の顔の見える新鮮で高品質な農産物生産を推進し、地産地消と6次産業化の展開を図る。

## ◆ B 地区

B 地区は敷島地域を中心に 3 つの地区に分類され、主に水稻、露地野菜、果樹（うめ）の生産や、畜産が行われている。

田は、農業生産基盤整備が実施されてからの期間が経過している地区もあり整備補修を必要としている。畑及び樹園地は、傾斜地に展開しているため、農作業の効率化を図るため、農道整備を必要としている。

今後、集团的農地を形成している田は、地域計画等を通じ、担い手へ利用集積を図ることで、農用地の高度利用に努める。また、中山間地域は、日本型直接支払制度を活用し、農地の保全と高度利用を図るほか、既存の都市農村交流施設、農業体験施設の活用にも努める。さらに、畜産が行われている本地区は、耕畜連携の強化に努める。

### （オ） B－1（島上条・大久保・天狗沢・牛句）地区

B－1 地区は、茅ヶ岳南麓の傾斜地、亀沢川流域に位置し、地区の中央部を県道敷島竜王線が南北に縦断している。

本地区の農地は、標高 320～500m に集团的優良農地を形成している。このうち、大久保から牛句にかけての丘陵地は農事組合法人等が主体となり、桑園からうめ栽培への転換が図られてきた。現在は、水稻を中心に露地野菜、果樹（うめ）等の生産が行われている。

今後は、生産性向上のため、農業用排水路改修と農道整備等の基盤整備を推進しつつ、優良集团的農地の確保を目的に地域計画等を通じ、集落営農を含めた担い手を中心に農地の利用集積を図ることで、農用地の有効利用に努める。

また、都市近郊型農業の発展に向け、より収益性の高い作目の栽培を推進しつつ、地元農産物等の直売を中心とする効率的な農業経営の展開を推進する。

### （カ） B－2（亀沢・千田・吉沢・上菅口・獅子平・漆戸・打返・安寺・下菅口）地区

B－2 地区は、茅ヶ岳南麓の傾斜地、亀沢川流域及び荒川流域の羅漢寺山と鷹の巣山の麓に位置し、地区の西側を県道敷島竜王線が南北に縦断しており、東側を昇仙峡ラインが南北に縦断している。

本地区の農地は、荒川流域の河岸段丘に集团的農地を形成している。また、台地状の農地は、昭和 30 年代まで養蚕を中心とした農業が行われてきたが、桑園から果樹、野菜への転換が図られてきた。現在は、荒川流域の棚田を中心に水稻を、丘陵地では露地野菜、果樹等の生産が行われている。

今後は、農業用排水路や農道整備等の基盤整備を推進し、優良農地の確保に努めながら、担い手を中心に利用集積を図る。また、一部農地は「甲斐敷島梅の里クラインガルテン」として市民農園が整備されているため、農用地等の保全のために活用する。

### （キ） B－3（上芦沢・下芦沢・上福沢・下福沢・神戸）地区

B－3 地区は、茅ヶ岳南麓、亀沢川流域に位置し、地区の中央部を県道敷島竜王線が南北に縦断している。

本地区の農地は、荒川流域の河岸段丘の傾斜地に狭小な農地が分布しているが、農業従事者の高齢化、担い手不足に伴い、荒廃農地が増加傾向にある。

また、上芦沢地区の平見城は、肉用牛、鶏卵等の畜産団地が形成されており、たい肥の地域内流通による有機資源の活用等を図り、耕畜連携を推進する。

本地区は、棚田を中心に水稻生産や畜産が行われているが、農業者の高齢化、担い手不足、荒廃

農地等の問題が顕在化している。

今後は、担い手への利用集積を図りつつ、農用地等の保全を推進する。

#### ◆ C 地区

C 地区は双葉地域を中心に 5 つの地区に分類され、主に水稻、露地野菜（きゅうり、レタス等）、果樹（ぶどう、もも）の生産が行われているほか、大袋の桑畑は、休耕地を利用した桑の栽培を行い、桑の実摘み体験と桑の葉、桑の実を使用した 6 次産業化による商品化（甲斐の桑の葉茶、甲斐の桑の葉パウダー、桑の実ジャム）が進んでいる。

田は、既に農業生産基盤整備が完了している地区もあるが、未整備地区は、農地集積のためのほ場整備を検討し、農地の利用集積に努めるとともに、畑・樹園地は、農道整備を中心に流通条件の改善に努める。

今後、集团的農地を形成している農地は、地域計画等を通じ担い手へ利用集積を図ることで、耕地利用率を高め、農用地の高度利用に努める。

#### （ク） C－1（竜地）地区

C－1 地区は、茅ヶ岳南麓の扇状地上、中央自動車道西宮線の北側、C 地域の南東部に位置し、中央部を主要地方道甲府韮崎線が東西方向に横断している。

本地区の農地は、主要地方道甲府韮崎線と用途地域の南部、北部に集团的農地 2 団地を形成し、水稻を中心に、露地野菜や果樹（ぶどう、もも）等の生産が行われている。

今後、田は地域計画等を通じ認定農業者等、担い手を中心に農地の利用集積を進め、農地の高度利用に努める。また、畑と樹園地は、野菜と果樹の栽培作目ごとの団地化を推進し、効率的な土地利用を推進する。

#### （ケ） C－2（大袋・団子新居・菖蒲沢）地区

C－2 地区は、茅ヶ岳南麓の扇状地上、中央自動車道西宮線の北側、C 地域の北部に位置している。地区の南部は都市計画用途地域に隣接し、北部は茅ヶ岳南麓の森林である。

本地区の農地は、県道島上条・宮久保・絵見堂線の北側の緩傾斜地に楯無堰やため池を水源とする 1 団地の集团的農地を形成している。本地区は農業生産基盤整備完了地区で、水稻を中心に露地野菜、果樹（ぶどう、もも）、桑の葉等の生産が行われている。

本地区の田は、これまで不整形で狭小であったが、土地改良総合整備事業によるほ場整備（ほ場の区画整理）によって、農業生産の効率化が図られた。

大袋の桑畑は、休耕地を利用した桑の栽培を行い、桑の実摘み体験と桑の葉、桑の実を使用した商品化による 6 次産業化の推進を図り、田は、うまい米づくり（梨北米）を基本としつつ、経営所得安定対策等を活用し、戦略作物への推進を図る。また、畑と樹園地は、果樹の品目統一、高品質生産によるブランド化のほか、6 次産業化を推進する。

#### （コ） C－3（下今井）地区

C－3 地区は、茅ヶ岳南麓の扇状地上、中央自動車道の南側、C 地域の南部に位置し、地区の東側は都市計画道路赤坂公園本線、西側は県道南アルプス・甲斐線、南側は釜無川、北部は茅ヶ岳広域農道に囲まれ、中央部に設定された区域区分が定められていない用途地域と東西方向を J R 中央本線と国道 20 号が横断し、南北方向に中部横断自動車道が縦断している。

本地区の農地は、東部の A 地区寄り、茅ヶ岳広域農道沿い、その他狭小で小規模な集团的農地が用途地域、J R 中央本線、中部横断自動車道、集落に分断されており、水稻を中心に、露地野菜や

果樹等の生産が行われている。

今後、田は、ほ場整備による農地集積等の農業生産基盤整備を検討しつつ、うまい米づくり（梨北米）を基本に、経営所得安定対策等を活用し、戦略作物の推進を図る。また、畑は野菜、樹園地は果樹の計画的な団地化を進め、効率的な生産体制の整備を図るとともに出荷体制の安定化を推進する。

#### （サ） C－4（岩森・志田）地区

C－4地区は、茅ヶ岳南麓の扇状地上、C地域の南部に位置し、地区の北部を中央自動車道西宮線、中央部をJR中央本線、南部を国道20号が地区を東西方向に並行して横断している。

本地区の農地は、中央自動車道西宮線や用途地域、国道20号によって分断された3団地の集団的農地を形成している。南部の農地は、用途地域、国道20号、下今井地区、宇津谷地区に囲まれた小規模な集団的農地を形成している。また、北部の農地は、中央自動車道西宮線で分断された中央自動車道西宮線の北側、団子新居地区の南側で、竜地地区、大埜地区、宇津谷地区に囲まれた集団的農地と、中央自動車道西宮線の南側、用途地域の北側、竜地、下今井、宇津谷に囲まれた集団的農地2団地を形成し、水稻を中心に、露地野菜や果樹等の生産が行われている。

今後、田は、ほ場整備による農地集積等の農業生産基盤整備を検討しつつ、うまい米づくり（梨北米）を基本に、経営所得安定対策等を活用し、戦略作物の推進を図る。また、畑と樹園地は、農道整備を中心に検討しつつ、地域実情を考慮した生産に努め、栽培技術の向上による高品質化と、バイオマス活用による地域活性化を推進する。

#### （シ） C－5（宇津谷）地区

C－5地区は、本地域の最西端部、茅ヶ岳南麓の傾斜地上、C地域の西部、塩川と釜無川の左岸に位置し、西側と南側は韮崎市に隣接している。また、地区の中央部を中央自動車道西宮線、南部をJR中央本線と国道20号が地区を東西方向に並行して横断している。

本地区の農地は、C地区の農地約40%を占め、農業生産の盛んな地区である。中央自動車道西宮線、JR中央本線、国道20号によって分断された5団地の集団的農地を形成し、水稻、露地野菜（きゅうり、レタス等）、果樹（ぶどう、もも、おうとう）、いちご等の多種多様な作付けが行われ、生産量が最も多い地区である。

国道20号の南部には、釜無川に囲まれた平坦地に、水田を中心とした集団的農地1団地を形成している。国道20号の北部の農地のうち、中央自動車道西宮線の北側は、六反川によって分断された1団地30ha規模の畑地の集団的農地を2団地形成している。また、中央自動車道西宮線の南部は、六反川によって分断された東側の集団的農地と、西側の集団的農地の2団地の集団的農地を形成している。西側の農地は、多種多様の品目が栽培され、県営畑地帯総合整備事業により、ももやおうとうの団地化が図られ、観光型農業のモデル園として整備されている地区である。

今後、田は、農作業の省力化及び低コスト化を図るため、かんがい施設整備を検討しつつ、うまい米づくり（梨北米）を基本として、経営所得安定対策等を活用し、戦略作物の推進を図る。また、畑と樹園地は、農道整備を中心に検討しつつ、観光型農業をより一層図る中で、作物別の団地化を促進し、農地の集団的利用の再編を推進するとともに、木質バイオマス熱供給により生産された農作物のブランド化を推進する。

## ウ 特別な用途区分の構想

### (ア)「市民農園区域」

B－1（大久保・天狗沢・牛句）地区における後沢ため池周辺の荒廃農地は、都市住民を対象に農作業の場として、「市民農園区域」を設定し、荒廃農地の解消とともに、体験型農業を推進する。

### (イ)「棚田区域」

B－2（亀沢）地区は、棚田をNPO法人敷島棚田等農耕文化保存協会が中心となり、美しい景観を復元し、棚田の保全と後世への継承を推進する。

## 2 農用地利用計画

別記地番表のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市農業は、農業生産の基礎的資源である農地で、農業者の適切な営農活動によって消費者に安全で新鮮な農産物を提供するとともに、農業農村が持つ多面的機能を発揮する等、重要な役割を果たしている。

本市における田の整備状況は22.5%で、今後とも、水田農業の活性化を図る生産性の高い営農形態の確立に努めるため、暗渠排水の未整備地区の整備とともに、耐用年数が経過した農業用排水路の整備を推進する。

また、畑地は、一部の農地で幹・支線の農道整備等総合的な整備が実施されたことにより、野菜、果樹が効率的に作付けされている。一方で整備を必要としている地域は、かんがい施設整備や農道の整備、農業用排水路の整備等の農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。その際、高度な農業生産の実現と経営の安定を図るため、地域の現状を十分把握して環境との調和を重視した整備・更新をしていく必要がある。

さらに、田と畑地ともに生産性の高い都市近郊型農業の実現に向け、地域の需要に応じ、ほ場の区画整理のほか、農道整備、かんがい排水施設の整備や日本型直接支払制度を積極的に実施し、土地利用の高度化、水利用の合理化、高性能機械の導入による生産性の向上と農作業の効率化を推進し、低コスト農業の確立に努める。

なお、農業生産基盤の整備に当たっては、観光業の振興にも寄与するよう、美しい棚田や里山地域の保全を図るとともに、農産物の付加価値の向上を図るため加工・直売施設の整備及び農村と都市との交流のための観光農園、滞在型の市民農園と市の連携を推進する。

#### (ア) A-1（玉川）地区

A-1地区は、ほ場の区画整理、農業用排水路等の農業生産基盤整備が完了した集团的優良農地で、水稻を中心に、露地野菜の生産が行われている。

しかし、本地区の農業生産基盤整備完了から約50年を経過した現在、農業用排水路、農道等土地改良施設の機能維持のための整備、補修が必要となっている。

今後とも集团的優良農地の確保と効率的土地利用を図るため、農業用排水路の改修と農道の幅員確保等の農業生産基盤整備を推進する。

#### (イ) A-2（篠原・万才・西八幡・玉川）地区

A-2地区は、主要地方道甲府櫛形線と市街化区域に囲まれた集团的優良農地で、水稻を中心に、露地野菜の生産が行われている。

今後とも生産性の高い都市近郊型農業を実現するため、農業用排水路・農道整備等、地域の需要に応じた農業生産基盤整備を推進する。

#### (ウ) A-3（竜王・篠原・西八幡）地区

A-3地区は、農業用排水路を完備した集团的優良農地で、水稻を中心に、露地野菜や果樹等の生産が行われているほか、地域団体商標に登録された「やはたいも」の生産が行われている。

今後は、認定農業者のほか、農業生産組織を含む担い手に農地の利用集積や農作業受委託を推進するとともに、老朽化で機能が低下している農業用排水路の改修、農道の補修等、農業生産基盤整備を積極的に推進する。また、生産性の高い都市近郊型農業の実現に向け、田畑輪換に対

応できるほ場が求められているため、ほ場整備を進め、農地の高度利用に努める。

(エ) A－4（竜王・竜王新町）地区

A－4地区は、農道整備が整った優良農地で、露地野菜、果樹（ぶどう）等の生産が行われている。

今後は、生産性の高い都市近郊型農業を実現するため、農業用排水路・農道整備等、地域の実情に応じた農業生産基盤整備を推進する。

(オ) B－1（島上条・大久保・天狗沢・牛匂）地区

B－1地区は、亀沢川流域の平坦地に位置する田では水稻を、傾斜地と台地の畑地と樹園地では露地野菜、果樹等の生産が行われている。

今後は、農作業の効率化と適切な農業生産活動の持続による優良集団農地を確保するため、農業用排水路の改修と農道の整備を推進する。また、田は、水稻のほか、振興作目等の収益性の高い作物の導入に向け、田畑輪換に対応できるほ場が求められているため、ほ場整備を進める。

(カ) B－2（亀沢・千田・吉沢・上菅口・獅子平・漆戸・打返・安寺・下菅口）地区

B－2地区は、傾斜地に位置する狭小な農地が多くあり、荒川流域に位置する棚田では水稻を、台地の畑地と樹園地では露地野菜、果樹の生産が行われているが、農道の幅員が狭いことによって、農作業の効率化に支障を来している。

今後は、農作業の効率化と適切な農業生産活動の持続による優良集団農地の確保を図るため、農業用排水路や農道整備を推進する。

(キ) B－3（上芦沢・下芦沢・上福沢・下福沢・神戸）地区

B－3地区は、亀沢川流域に位置する河岸段丘上の狭小な水田で、水稻が生産されているほか、上芦沢地区の平見城では、畜産団地を形成している。

今後は、適切な農業生産活動の持続による優良集団農地の確保と効率的土地利用を図るため、農業用排水路の改修・農道整備を推進する。

(ク) C－1（竜地）地区

C－1地区は、主要地方道甲府韮崎線と用途地域、中央自動車道西宮線の南側と茅ヶ岳広域農道に囲まれている集団的農地で、水稻を中心に露地野菜や果樹等の生産が行われている。

今後は、営農条件の改善、適切な農業生産活動の持続のほか、果樹（ぶどう、もも）の高品質化による優良集団農地の確保と効率的土地利用を図るため、農業用排水路および農道の機能維持のための補修整備を推進する。

(ケ) C－2（大埜・団子新居・菖蒲沢）地区

C－2地区は、土地改良総合整備事業による、ほ場整備（ほ場の区画整理）を行った集団的優良農地で、水稻を中心に露地野菜や果樹・桑の生産が行われているが、農道の幅員が狭いことによって、農作業の効率化に支障を来している。

今後は、高齢化、担い手不足による労働力の減少が予想される中で農地の担い手への利用集積を図るべく農地の流動化、機械化による省力化、生産技術の向上を図るとともに農道整備を推進し、営農条件の改善を図る。

(コ) C-3 (下今井) 地区

C-3地区は、用途地域、JR中央本線、中部横断自動車道、集落に分断された狭小な小規模な集团的農地が多く、水稻のほか、露地野菜、果樹の生産が行われている。

今後は、生産性の高い都市近郊型農業を実現するため、農地の集積・集約化、農業用排水路・農道整備等、地域の実情に応じた農業生産基盤整備を推進する。

(サ) C-4 (岩森・志田) 地区

C-4地区は、中央自動車道西宮線や用途地域、国道20号によって分断された3団地の集团的農地で、水稻のほか、露地野菜、果樹の生産が行われている。

今後は、果樹は営農条件の改善による優良集团農地の確保と効率的土地利用を図るとともに、農地の集積・集約化、農道の幅員確保等の農業生産基盤整備を推進する。

さらに、バイオマス活用による新たな農業用施設の整備を推進する。

(シ) C-5 (宇津谷) 地区

C-5地区は、中央自動車道西宮線、JR中央本線、国道20号によって分断された5団地の集团的農地で、水稻、露地野菜(きゅうり、レタス等)、果樹(ぶどう、もも)等の多種多様の生産が行われているが、農道の幅員が狭いことによって、農作業の効率化に支障を来している地区である。

今後は、高齢化、担い手不足による労働力の減少が予想される中で農地の流動化、機械化による省力化、生産技術の向上を図るとともに、かんがい施設や農道の整備を推進し、営農条件の改善を図る。また、ほ場整備や木質バイオマス熱供給による農業振興を推進する。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類           | 事業の概要                         | 受益の範囲                           |         | 対図番号 | 備 考                     |
|-----------------|-------------------------------|---------------------------------|---------|------|-------------------------|
|                 |                               | 受益地区                            | 受益面積    |      |                         |
| 広域営農団地農道整備事業    | 道路工 L=16,529m                 | B-1<br>B-2<br>C-2<br>C-4<br>C-5 | 1,714ha | 1    | 茅ヶ岳東部地区<br>平成14年度～令和7年度 |
| 農業基盤整備促進事業      | 用排水路の整備<br>L=180m             | A-2                             | 5.1ha   | 2    | 鎌田川地区<br>令和3年度～令和7年度    |
| かんがい排水事業        | トンネル L=1,802m<br>開水路 L=1,156m | C-2                             | 299ha   | 3    | 楯無堰地区<br>平成30年度～令和6年度   |
| 農業用河川工作物等応急対策事業 | 頭首工の整備 N=1<br>箇所              | A-4                             | 278ha   | 4    | 高岩地区<br>令和2年度～令和7年度     |

計画書付図2号 農業生産基盤整備開発計画図

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 4 他事業との関連

該当なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

農用地は、本市農業の持続的発展を図っていくために、最も基礎的な農業生産基盤である。本市は、将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくと同時に、農業・農村の有する多面的機能を発揮させるため、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地のかい廃を防ぎ、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保しながら農地の有効利用を推進する。

農業生産基盤として利用を図る農地は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携を図る中で、農地中間管理事業を積極的に実施することで、農地の担い手を継続して確保し荒廃農地の増加を防ぐほか、日本型直接支払交付金により地域で主体となって農用地等の保全に努めていく。そのほか、都市住民の農業体験の場として市民農園の積極的な利用を推進し、地域住民との交流や農作業を介しての自然とのふれあいの場を提供する中で、農用地の保全に努める。

また、主要な農林業施設（農業用水路・農林道・ため池など）における地震・集中豪雨等による災害の未然防止や、地域住民の生命・財産への被害の軽減を図るため、総合的な防災・減災対策を進める。さらに、ため池等の土地改良施設（以下、施設）の老朽化が進行し、施設機能の低下や耐震性に不安がある等、緊急性のある施設を対象とした改修整備や、地域及び住民による農道や水路の補修等の保全活動の推進に努めていく。

#### 2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類                 | 事業の概要              | 受益の範囲          |        | 対図番号 | 備 考                     |
|-----------------------|--------------------|----------------|--------|------|-------------------------|
|                       |                    | 受益地区           | 受益面積   |      |                         |
| 県・（防）防災重点農業用ため池緊急整備事業 | ため池改修<br>N = 1 箇所  | C - 2          | 8.7ha  | 1    | 大久保地区<br>令和4年～令和7年      |
| 県・（防）防災重点農業用ため池緊急整備事業 | ため池改修<br>N = 2 箇所  | B - 1<br>C - 2 | 18.1ha | 2    | 久保入・伊豆の宮地区<br>令和4年～令和8年 |
| 県・（防）防災重点農業用ため池緊急整備事業 | ため池の改修<br>N = 1 箇所 | C - 2          | 33ha   | 3    | 新田地区<br>令和6年～令和9年       |
| 県・（防）防災重点農業用ため池緊急整備事業 | ため池の改修<br>N = 1 箇所 | B - 3          | 30ha   | 4    | 小川地区<br>令和7年～令和10年      |

計画書付図3号 農用地等保全整備計画図 別添

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 担い手への農地集積

- ・「地域計画」を活用し、集落での現状と将来について話し合い活動を重ね、集団的な農地利用の方向を定める取り組みに努めていく。
- ・農地中間管理機構事業を活用し、「地域計画の目標地図」に位置づけられた地域の中心となる経営体である認定農業者等の担い手や新規就農者への農地の利用集積に努めていく。また、出し手への周知を積極的に行っていく。
- ・農業者の高齢化や担い手不足が荒廃農地発生の要因であるため、県・農業委員会・農業協同組合等と連携し、就農相談や青年等就農資金等を積極的に活用するなど、新規就農者の受け入れに努めていく。今後は農地の受け手としての農作業受託組織の育成を進め、これらを含む担い手への農地の流動化を積極的に推進する。

#### (2) 荒廃農地の解消活動の支援

- ・農業委員会等との連携を図り、農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農作業の受委託を推進し、荒廃農地の発生抑制に努めていく。
- ・日本型直接支払交付金を活用した共同保全活動によって、農用地等の保全に努めていくほか、景観形成作物の栽培を促進し、美しい地域づくりや景観づくりに努めていく。
- ・農業農村が持つ多面的機能を理解、体験できる場として市民農園（クラインガルテン）や体験農園等の施設を活用し、農作業を通して、市民相互のふれあいの場や都市と農村との交流の場として、有効利用を推進する。
- ・農業委員会が荒廃農地の未然防止と、受け手の再生利用活動支援の実施に努めていく。

#### (3) 鳥獣被害防止対策

- ・鳥獣被害が増加傾向にあるため、市内猟友会会員の育成や捕獲の担い手を確保・育成するため、新規狩猟免許取得に関する補助を行い、農作物の被害の多い地域を中心に「甲斐市鳥獣被害防止計画」に基づき、効果的な被害防止対策を実施していく。
- また、地域ぐるみで被害の原因を研究し、「自らの農地の作物は自らが守る」認識を各農家に習得してもらうため、市鳥獣被害対策協議会で行っている「集落環境診断」を各地域で実施するほか、今後も捕獲中心の被害対策に加え、現在設置してある防止柵の適切な維持管理を推進するなど鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めていく。

#### (4) 農業水利施設の計画的な保全の推進

- ・農業水利施設（ため池）は、地域の用水源として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化に向け、適切な保全管理と耐震診断による緊急性の判断により、計画的な予防保全及び改修に努めていく。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業が維持発展していくためには、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。このため、農地中間管理事業により農地の利用集積を推進し、認定農業者を中心とした地域農業の担い手に農用地を集積し規模拡大を図る。また、本地域の条件に適した重点作物である水稲、野菜「やほたいも（さといも）」、果樹（ぶどう、もも）等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が、地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり450万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるよう、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

#### 主要な営農類型及び目標

|           | 営農類型         | 目標規模                                          | 作物構成                                                                         | 戸数 | 流動化目標面積 |
|-----------|--------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----|---------|
| 個人<br>経営体 | 果樹＋野菜        | 25a<br>20a<br>30a<br>30a<br>10a               | シャインマスカット<br>種なしピオーネ<br>ネギ秋冬どり<br>ネギ初夏どり<br>露地キュウリ                           | 10 | 11.5ha  |
| 個人<br>経営体 | 果樹＋野菜＋<br>水稲 | 25a<br>20a<br>30a<br>30a<br>10a<br>30a        | シャインマスカット<br>種なしピオーネ<br>スイートコーン二重<br>トンネル<br>スイートコーン一重<br>トンネル<br>夏秋ナス<br>水稲 | 10 | 14.5ha  |
| 個人<br>経営体 | 果樹＋野菜        | 20a<br>20a<br>10a<br>20a<br>40a               | 日川白鳳<br>白鳳<br>川中島白桃<br>抑制ナス<br>サツマイモ                                         | 10 | 11ha    |
| 個人<br>経営体 | 果樹＋野菜＋<br>水稲 | 20a<br>20a<br>10a<br>20a<br>40a               | 日川白鳳<br>白鳳<br>川中島白桃<br>抑制ナス<br>水稲                                            | 10 | 11ha    |
| 個人<br>経営体 | 水稲＋野菜        | 40a<br>30a<br>40a<br>40a<br>40a<br>40a<br>20a | 水稲<br>サトイモ<br>スイートコーン二重<br>トンネル<br>スイートコーン一重<br>トンネル<br>スイートコーン露地<br>夏秋ナス    | 5  | 10.5ha  |

|           |                    |                                        |                                                                            |   |      |
|-----------|--------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---|------|
| 個人<br>経営体 | 水稻＋野菜              | 40a<br>20a<br>40a<br>40a<br>40a<br>40a | 水稻<br>露地キュウリ<br>ネギ秋冬どり<br>ネギ初夏どり<br>スイートコーン二重<br>トンネル<br>スイートコーン一重<br>トンネル | 5 | 11ha |
| 個人<br>経営体 | 畜産（肉牛：黒<br>毛和牛・肥育） | 130 頭                                  | 肉牛                                                                         | 2 | -    |
| 個人<br>経営体 | 畜産（鶏：平飼<br>い採卵）    | 6,000 羽                                | 鶏                                                                          | 1 | -    |

（注）資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

## （２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の改善による望ましい経営体を育成するため、経営規模の拡大を目指す農業者へは、農業委員会や農地中間管理機構が中心となり、農地の掘り起こしを行い、農地の貸し手と借り手に係る情報を一元的に把握し、両者を適切に結びつけるとともに、これらの農地の流動化において、効率的な農業経営のために、集団化・連担化した条件で地域農業の担い手に農地が集積されるよう支援に努めていく必要がある。

このため、「地域計画」を活用しながら地域での話し合いと合意形成を積極的に推進し、農地の集積と、認定農業者の育成を行い、効率的かつ安定的な経営体の育成に努めていく。

また、日本型直接支払制度で締結した組織と連携し、農地の多面的機能を発揮しつつ農地の有効利用と土地改良施設の保全等に努めていく。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、既に活動している各地域の受託組織・法人と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、認定農業者などの担い手に農用地の流動化を推進することによって、規模拡大及び農用地の効率的な利用を図る。

### (1) 農業従事者の育成・支援対策

- ・地域農業を担う対策として、新たな認定農業者を育成するとともに、農業経営改善計画の計画期間が終了する認定農業者は、計画の達成状況を点検し、さらなる経営改善を目指す農業者に対しては、新たな計画の作成指導に努めていく。
- ・若者にとって魅力ある農業を追求し、技術指導に努めていく。
- ・スマート農業の導入を検討し、農作業の効率化、省力化を図る。

### (2) 農業生産組織の活動促進対策

- ・各関係機関と連携のもとで、生産組織のリーダーとなる農家の育成等を行うとともに、農業協同組合の各生産部門別組織活動の活性化に努めていく。

### (3) 農作業の受委託対策

- ・担い手と位置づけられる認定農業者等と兼業農家・女性農業者・高齢農業者を結びつけ、農業機械の利用や作業の効率化を進め、農作業の受委託を推進する。水田においては、農業協同組合と連携した作業受委託に努めていく。

### (4) 農作業の共同化対策

- ・日本型直接支払制度の協定組織を中心に、地域での農作業の実態を把握するとともに、農業機械の共同利用を含めた農作業の共同化の推進に努めていく。

### (5) 農用地の集団化対策

- ・農用地の効率的かつ総合的な利用のため、農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農業委員会や農地中間管理機構との連携を進める中で、経営の規模拡大、農地の集団化に努めていく。
- ・農地に係る情報について、農家台帳等を活用しつつ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、農業者への情報提供を行い、「地域計画の目標地図」に位置づけられた地域の中心となる経営体への利用集積と農用地の集団化に努めていく。

### (6) 地力の維持増進対策

- ・地域ごとの輪作体系の確立と普及に努めるとともに、地力増進作物の作付け、土壌分析に基づく施肥や、耕畜連携によるたい肥の地域内流通による有機資源の活用等を進める中で地力の維持増進を図る。

### (7) 地産地消の推進

- ・地場産の新鮮な野菜などを販売している農産物直売所は、少量化や小分けにするなど消費者ニーズを踏まえた販売戦略を進めるとともに、立地条件の特色を活かして消費拡大イベントを開催するなどのPR活動を行い、地産地消の拡大に努めていく。

- ・総合学習の一貫として郷土料理や地場農産物について学ぶ、食農教育の推進を図るとともに、学校給食に地場農産物を利用する等、地産地消運動を展開しており、今後も活動の強化に努めていく。
- ・市内農家が生産した農産物による市内飲食店への利用拡大を進めることで、地産地消の推進に努めていく。
- ・地域回遊モデルコースの設定、体験メニューの掘り起し等々を促進させ、市内外の協力を得ながら地域資源の利活用を図る。
- ・「甲斐市らしい」、「甲斐市にしかない」新たな食の創造を行い、生産物活用と消費拡大を促進させる。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市農業は、消費者ニーズに対応した農業の持続的な発展を図るため、地域の特性に応じた生産団地を育成し、生産振興を図る。また同時に環境と調和のとれた持続的な農業生産への取り組みに向けた環境保全型農業の推進とそれらに関連する施設整備を行っていく必要がある。

さらに、消費者ニーズの把握と販路拡大を行いつつ、本市の恵まれた立地性を生かした地産地消による活力ある地域づくりを推進する。

今後は、現在稼働しているバイオマス（給食残渣）を原料とする有機土壌活性液の製造施設について、液肥等の活用により6次産業化を推進する。バイオマス発電施設から熱の供給を受ける施設園芸や植物工場等の新たな産業の実現について、その可能性を調査・研究していくこととし、バイオマス活用による新たな農業生産施設の整備を推進する。

#### （ア） C-4（岩森・志田・宇津谷）地区

C-4地区は、水稻を中心に、露地野菜、果樹の生産が行われている。今後バイオマス活用による農業生産施設の整備と同施設で生産された農産物による地域活性化を推進する。

### 2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類             | 位置及び規模           | 受益の範囲 |      |      | 利用組織 | 対図番号 | 備考 |
|-------------------|------------------|-------|------|------|------|------|----|
|                   |                  | 受益地区  | 受益面積 | 受益戸数 |      |      |    |
| 農業生産施設<br>（未定）    | 岩森・宇津谷<br>（規模未定） | -     | -    | -    | 生産集団 | 1    |    |
| バイオマス施設<br>（未定）   | 岩森<br>（規模未定）     | -     | -    | -    | 生産集団 | 2    |    |
| 地域農産物提供施設<br>（未定） | 岩森・宇津谷<br>（規模未定） | -     | -    | -    | 生産集団 | 3    |    |

計画書付図4号 農業近代化施設整備計画図 別添

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は3,152haであり、その間伐材については、そのほとんどが搬出コスト等の面から林地残材として山林に切り捨てられているため、バイオマス発電施設の整備により資源としての利用価値を高めて需要を促すとともに、里山の環境の保全に繋げていく。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市農業の現状は、農業生産の基盤である農地の減少とともに、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、本市農業を担うべく農業者育成は喫緊の課題である。

次世代を担う意欲ある新規就農者がしっかりと定着し、経営発展していくために、就農目的の明確化や、自らの経営を確立することが重要となる。また、「経営・栽培技術」、「営農資金の確保」、「農地の確保」の各課題に対応できるよう、県普及指導員、農協営農指導員、農協融資担当、日本政策金融公庫、農業委員、農地利用最適化推進委員等と連携してサポート体制を構築するとともに、双葉農業振興会、敷島棚田等農耕文化保存協会への活動補助を行い、地域の担い手となる農業者育成を支援する。

また、農業再生協議会、専門学校山梨県立農林大学校や県農業経営・就農支援センター等の連携により、担い手の確保を図るとともに、「地域計画」の作成により、新規就農者が将来の地域の担い手となれるよう支援を行っていく。

担い手や新規就農者が、農業協同組合が進める野菜の特産化に積極的に関わり、課題となる農地の集積に協力することで、荒廃農地の解消と地域ブランドの創設を進める。

地域の農業等の魅力を市民、隣接する市町村の住民、首都圏から訪れる都市住民へ伝えるため、滞在型市民農園である「甲斐敷島 梅の里クライガルテン事業」の活用を推進する。また、クライガルテンの利用をきっかけとして市内への定住に結びつけるなどの取り組みを行い、都市と農村の交流を図る。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし・・・計画書付図5号 農業就業者育成・確保施設整備計画図 付図なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

就農希望者を対象に就農準備資金による研修、機械取得や施設整備に係る資金の活用を図り就農支援を行う。また、生産基盤となる農地の確保については、農業委員会、農地利用最適化推進委員と一体となって、農地の貸し借りや取得に対する支援体制を確立するとともに、農業関係制度資金の活用を図る。さらに、地域農業再生協議会が中心となり、先進事例の視察や情報の収集を積極的に行い、担い手農家の農業・経営技術の習得と向上を総合的に支援する。

また、教育の一環として小学校の段階から農作業体験や市民農園の活用などを通じて、農地の多面的な機能や農業の環境面での役割など、農業・農村に対する理解促進を進めることで、長期的な視点で将来の地域農業の担い手を確保する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

新規林業従事者や担い手確保・育成のため、森林組合を通じて研修会への参加や、作業時に必要な重機、機械器具等の免許取得に対する補助、さらに林業従事者の健康面や安全対策などの推進に努める。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、県都甲府市に隣接しているため、都市化の進展、幹線道路沿いの商業集積、竜王赤坂ソフトパーク、双葉地域下今井地区の農村地域工業等導入制度による企業導入が進められ、農業従事者の就業機会の場は増加傾向にある。なお、引き続き、下今井地区の農村地域工業団地への企業導入を促進する。

また、バイオマス関係施設及び農業生産施設、農業の6次産業化や、北部、中部地区等の優れた自然環境を活用した都市と農村の交流を推進する中で、就業の機会の増大を促進する。

農業従事者の他産業就業の状況

単位：人

| 区分     |   | 従業地  |   |   |      |   |   |     |     |     |
|--------|---|------|---|---|------|---|---|-----|-----|-----|
| Ⅰ      | Ⅱ | 市町村内 |   |   | 市町村外 |   |   | 合計  |     |     |
|        |   | 男    | 女 | 計 | 男    | 女 | 計 | 男   | 女   | 計   |
| 恒常的勤務  | － | －    | － | － | －    | － | － | 204 | 165 | 369 |
| 計      | － | －    | － | － | －    | － | － | 204 | 165 | 369 |
| 自営兼業   | － | －    | － | － | －    | － | － | 28  | 17  | 45  |
| 計      | － | －    | － | － | －    | － | － | 28  | 17  | 45  |
| 出稼ぎ    | － | －    | － | － | －    | － | － | －   | －   | －   |
| 計      | － | －    | － | － | －    | － | － | －   | －   | －   |
| 日雇・臨時雇 | － | －    | － | － | －    | － | － | －   | －   | －   |
| 計      | － | －    | － | － | －    | － | － | －   | －   | －   |
| 総計     | － | －    | － | － | －    | － | － | 232 | 182 | 414 |

(注) 資料：2020年農林業センサス

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業目標を実現するため、農業の6次産業化の推進、バイオマス発電による熱を利用した地域農産物提供施設を整備するなど、新たな就業機会を創出することで、不安定兼業農家の就業安定を促進する。

#### (1) 就業相談・指導活動

農業従事者が円滑に就職できるよう、ハローワーク等と連携して、職業相談や職業指導を実施し、安定的な就業の促進を図る。

平成2年度に拡大した農村地域工業等導入地区（下今井団地）の残地3.1haについては、事業着手により企業誘致を推進する。

#### (2) 6次産業化の推進

農産物や農産物加工品の販売、農作業体験、伝統文化等の地域資源を活かし、市民を始め、隣接する市町村の住民、首都圏から訪れる都市住民との交流とともに、安定的な就業の場の創出を推進する。

### (3) 就業先となるべき事業に係る施設

農業従事者の安定的な就業先として、木質バイオマスを活用した発電施設から排出される熱エネルギーを利用した農産物生産施設で生産された農産物を提供する地域農産物提供施設を創出し、農業従事者の就業機会の増加による不安定な就業形態の解消と、担い手への農地の利用集積の促進など農業構造の改善を図る。

## 3 農業従事者就業促進施設

| 施設の種類     | 施設の内容                                          | 位置及び規模           | 対象者                       | 対図番号 |
|-----------|------------------------------------------------|------------------|---------------------------|------|
| 地域農産物提供施設 | バイオマス熱供給農業振興施設<br>(バイオマス施設の廃熱を利用し生産した農産物を提供する) | 岩森・宇津谷<br>(規模未定) | 新たな就業先を希望する農業従事者<br>その他市民 | 1    |

参考図 農業従事者就業促進施設計画図 別添

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、「緑と活力あふれる生活快適都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、交流と協働の推進によるまちづくりを目指している。

自然と調和した生活の実現、活気あるまちづくりの実現のためにも、本市農業の持続的発展は必要である。このため、今後は農林業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくため、農業生産基盤の整備とともに、生活環境の整備を総合的に行い、「都市機能の充実したまちづくり」、「心豊かで文化のかおるまちづくり」、「健やかで心ふれあうまちづくり」「活気にあふれるまちづくり」「安全で快適に暮らせるまちづくり」、「住みよさをみんなで築くまちづくり」を目標に、住民生活の安定と質的な向上、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の向上に取り組む中で、計画的で秩序ある土地利用を推進する。

#### (1) 安全性の向上

住民の安全意識向上と自主的活動が重要であり、安全性に対する意識の普及・啓発、訓練実施などを強化していく必要がある。そのため、防災メール配信システム事業の導入や防災士の養成を図っていく。

また防犯体制及び防犯施設の充実強化を進め、信号やカーブミラー等の交通安全施設の整備を進める。

地域住民とともに、山間部での土石流や急傾斜地崩壊などの危険個所の発見に努め、災害発生を未然に防止するための治山対策を進める。また、河川・水路の改修や維持管理の強化を図り、国や県などと連携して洪水対策を進める。

#### (2) 保健性の向上

住民が安心して利用できる上水道の安定的供給のため水道施設の改修や更新、耐震化を推進するとともに、水資源の保護や節水への意識と行動の喚起を推進する。

また、公共下水道の普及促進に努め、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理を徹底する。

このほか、本市では、甲斐市版ネウボラ事業として、妊婦や育児中の母親に対して切れ目のない支援(相談・指導・他機関との連携)を行い、支援体制を強化している。

初期包括医療(プライマリー・ヘルス・ケア)の重要性を啓発しながら、今後、適切な治療が受けられ、青年就農者が子育てをしながら安心して農業に従事できるよう、災害時の医療救護体制も含め、医療環境の充実に努める。

さらに、市民の健康増進を図るため、市民農園の活用や、バイオマス資源を活用した温泉施設や温水プールの整備に努める。

#### (3) 利便性の向上

本市の均衡ある発展と市民の利便性向上の観点から、交通量、公共機関の配置、防災機能、交通安全対策等に配慮した道路網の検討を行い、計画的な整備を推進する。また、国道20号、新山梨環状道路(北部区間)、市内唯一の南北軸である都市計画道路田富町敷島線など国・県道の整備を促進する。

#### (4) 快適性の向上（地域用水機能の保全と整備推進）

本市は、網の目のように用排水路があり、農地を潤している。しかし、地域住民が水辺とふれあえる空間は少ない状況である。

今後は、用水路や排水路の生産性や安全性といった機能を考慮しつつも、地域住民だけでなく都市住民にもうるおいとやすらぎを与え、身近な水とのふれあい空間となるよう創造していく必要がある。

#### (5) 文化性の向上（農村コミュニティー施設の整備推進）

市民一人ひとりが生き甲斐のある人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりが必要である。急激な社会情勢の変化、ライフスタイルの変化等に伴い、市民の生涯学習のニーズも多様化、高度化している。このような幅広い学習ニーズに応え、地域活性化を進めるために、より一層学習内容や学習機会を充実させていく必要がある。公民館等生涯学習施設は年次計画の中で適正な維持管理に努めているが、老朽化等に伴い改修を必要とする箇所が増えており、長期計画の策定や長寿命化対策の検討が求められている。

そのため、市内各施設の整備と適切な維持管理に努める。また、公民館、地域ふれあい館における自主事業の充実に努める。

## 2 生活環境施設整備計画

| 施設の種類                           | 位置及び規模           | 受益の範囲 | 対図番号 | 備考 |
|---------------------------------|------------------|-------|------|----|
| バイオマスを活用した熱供給施設<br>(温泉施設、温水プール) | 岩森・宇津谷<br>(規模未定) | 市全域   | 1    |    |

計画書付図 6 号 生活環境施設整備計画図 別添

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の土地利用を総合的に計画するにあたり、森林の整備その他林業振興についても、ゴルフ場、民間キャンプ場、保養施設等のほか、ふるさと自然観察路、北部山間地域の自然を活用したレクリエーションゾーンを形成し、都市住民と地域住民のニーズに対応した施設を整備していく。

さらに、治山・治水対策を進め、安全性向上に努める。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号）・・・該当なしのため、付図なし
- 6 農業従事者就業促進施設計画図（参考図）
- 7 生活環境施設整備計画図（付図6号）

別記 農用地利用計画